

志賀地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、志賀地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

志賀地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行業務

(2) 業務内容

志賀地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年6月30日まで

3 予算額

委託料の見積りの限度額は5,962,220円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和6年4月26日（金）	公募開始
令和6年5月1日（水）	説明会
令和6年5月10日（金）	質疑受付締切り
令和6年5月16日（木）	質疑に対する回答（ホームページ）
令和6年5月20日（月）	参加申込にかかる書類の提出締切り（午後5時まで）
令和6年5月22日（水）	企画提案書等の提出締切り（午後5時まで）
令和6年5月24日（金）	プレゼンテーション審査
令和6年5月27日（月）	審査結果の通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に

兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 令和6年度の大津市における競争入札参加有資格者名簿の「輸送・交通」に登録されている者であること。

(9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の許可を受けている者又は運行開始日までに当該許可を受けることが確実である者であること。

7 説明会

(1) 日時

令和6年5月1日（水）午前9時から午前10時まで

(2) 場所

大津市役所本館4階142会議室

(3) 申込方法

4月30日（火）午後5時までに、電子メールにて申し込むこと。

Mail : otsu1801@city.otsu.lg.jp

8 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書（様式は問わない。）により、電子メールにて提出すること。

※メール件名の冒頭を「【プロポーザル質問（商号又は名称）】」とすること。

※メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。

※電話やFAX、郵送による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

大津市建設部地域交通政策課（担当：今田）

(4) 回答方法

質問票の送信元アドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、(5)イに掲げる質問についてはホームページにおいて掲載する。

(5) 回答予定日

ア 参加資格に関する質問（参加者に関する個別具体的な質問に限る。）
随時回答する。

イ ア以外の質問

令和6年5月16日（木）までに回答する。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

(ア) 参加申込書 【様式3】

(イ) 誓約書 【様式4】

(ウ) 法人等の概要 【様式5】

(エ) 会社案内（パンフレット等）

(オ) 事業実績書 【様式2】

(カ) 参加申込の時点において現に本業務に必要な許認可を受けていない者にあつては、当該許認可の取得に関する誓約書【様式6】を提出すること。

イ 企画提案に係る提出書類

(ア) 企画提案書 正本1部、副本7部

※副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(イ) 見積書 【様式1】 正本1部、副本7部

※見積額については、運行単価1、運行単価2、システム運用経費（月額）に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む見積額を記載すること。

(ウ) 審査基準対照表 【様式7】 正本1部、副本7部

※本要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表

を作成すること。

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込に係る書類

(ア) 持参による提出の場合

令和6年5月20日（月）午後5時まで

(イ) 郵送による提出の場合

郵便書留とし、令和6年5月20日（月）までに必着のこととし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

イ 企画提案にかかる書類

(ア) 持参による提出の場合

令和6年5月22日（水）午後5時まで

(イ) 郵送による提出の場合

郵便書留とし、令和6年5月22日（水）までに必着のこととし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

大津市建設部地域交通政策課 担当：今田

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

10 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。

ア 会社概要及び業務実績（一般乗合旅客自動車運送事業の実績）

イ 実施体制（可能な限り詳細に記載すること。）

ウ Web 予約システムの仕様

エ 本業務に係る見積内訳

(2) 様式等

ア 様式は問わない。ただし、事業実績は様式2を使用すること。文章の補充のために、写真、イラスト、図表等を用いることも可とする。

イ 様式の規格はA4とする。

ウ 提案内容については使用枚数を自由とする。

(3) 記載要領及び留意点

ア 事業所名について

原本のみに事業者名を記載し、副本については、提案者の事業所名または商号・屋号、代表者名などの事業者が特定できる事項は記載しないこと。

イ 事業の実施体制について

当該事業を実施した場合の実質的な体制について記載すること。

ウ 業務に係る事業費積算内訳

当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また積算にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

1 1 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、志賀地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行業務プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）が審査を行う。

(1) 書類審査（一次審査）

応募者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、プレゼンテーション審査参加対象者を選抜する。審査結果は、審査後に全ての応募者に通知する。

結果通知：令和6年5月23日（木）の予定

(2) プレゼンテーション審査（二次審査）

ア 実施日 令和6年5月24日（金）

※詳細な時間は、書類審査を通過した者に対して別途通知する。

イ 実施場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館4階 142会議室

ウ 提案時間 20分以内

エ 質疑応答 10分以内

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したPC、モニター、プロジェクター、ケーブル（HDMI）、変換アダプタ（HDMI→VGA）等を利用することができる。利用に当たっては、令和6年5月23日（木）までに本要領「16 問合せ先」へ申し出ること。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

1 2 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期 令和6年5月27日（月）の予定

1 3 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 6 問合せ先

大津市建設部地域交通政策課 担当：今田

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL : 077-528-2736

Mail : otsu1801@city.otsu.lg.jp